菅谷薬局の行っているサービス内容について

調剤基本料に関する事項

調剤基本料1

当薬局は調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品 調剤体制加算3 後発医薬品調剤体制加算 3 の施設基準(直近 3 か月の後発医薬品の数量割合 90%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項		
調剤管理料	患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情	
	報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び	
	評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行って	
	います。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。	
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作	
	用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の	
	服用に関し、基本的な説明を行っています。	
	薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬	
	の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行	
	っています。	
	薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等につい	
	て、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。	

連携強化加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- 第二種指定医療機関の指定
- ・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- ・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- 連携強化加算
- ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加 計画・実施
- ・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応
- 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- ・オンラインによる調剤報酬の請求
- ・オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・電子処方箋により調剤する体制
- 医療 DX 推進体制 整備加算
- ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・ 電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

菅谷薬局	管理薬剤師 : 都丸 豊
乖左\\.₩馬周克\\right	TEL:027-395-0163
所在地:群馬県高崎市菅谷町 1044-1	FAX:027-395-0169